

故障・事故の措置および補償

1. 損害賠償

(1) 利用者が正常にレンタル機を使用していた場合に発生した不具合の修理・部品代金は弊社の負担とします。

利用者の故意、重大な過失による故障・破損時の修理にかかる費用は利用者の負担とします。修理不能の場合および盗難によりレンタル機が滅失した場合は、利用者は該当レンタル機と同等品を弊社に提供するか時価相当額を弊社に支払います。

(2) レンタル機が、天災地変、その他弊社・利用者いずれの責にも帰する事ができない事由によって滅失、あるいは毀損した場合の損害の負担については弊社の責任において行います。

(3) 利用者が第3者に対して人的・物的な損害を発生させた場合は利用者の責任において解決します。この時、IV. 3に定める補償制度が適用される場合があります。

(4) レンタル機の故障による休業補償は行いません。

2. 事故処理

利用者はレンタル期間中に、レンタル機に係る人身事故、重大な事故が発生した場合、けが人の救護、弊社および警察への連絡など必要な措置を講じます。

3. レンタル総合補償制度

(1) ナンバー付きのレンタル機については、車両保険に加入しています。

(2) 警察及び弊社に届出のない事故、II. 2のいずれかに該当し発生した事故およびIV. 2の措置を怠った事故、その他この農機レンタル重要事項および法令に違反した場合については、補償制度による損害補填が受けられないことがあります。

(3) 傷害保険および施設賠償責任保険の加入については利用者の任意とします。